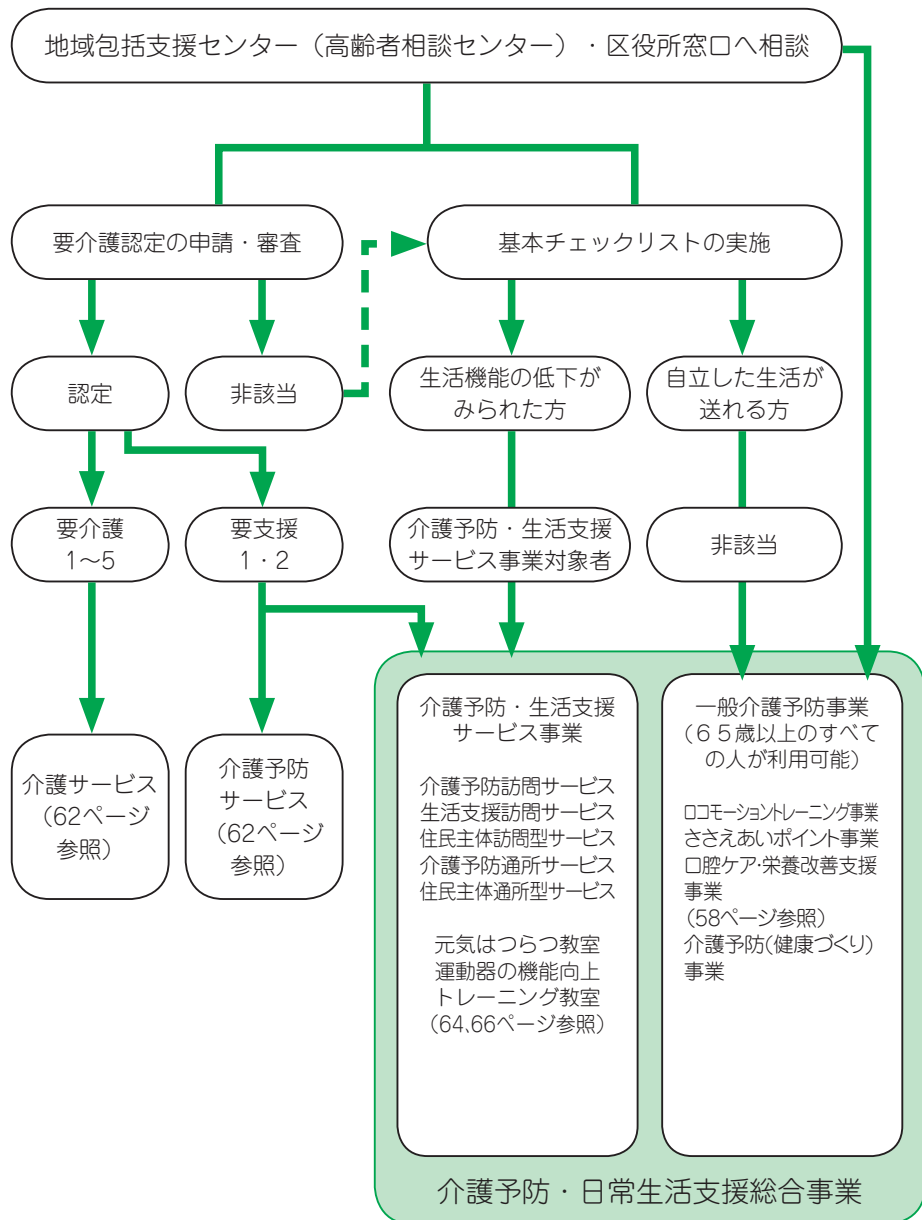


# 介護

## 介護に関するサービス利用のながれ



# 介護保険制度

## (1) 要介護認定

介護サービスを利用するにあたっては、あらかじめ、どのくらいの介護が必要かという「要介護認定」を受けます。要介護認定は、市の窓口で申請するところから始まります。認定が出ると、結果が通知されます。

- 対象者
  - ① 65 歳以上で日常生活に支援・介護が必要な状態の人
  - ② 40 歳以上 65 歳未満でがん末期又は加齢に伴う特定の病気により支援・介護が必要な状態となった人
  
- 手続き 本人、家族または成年後見人が窓口で申請します。
  - ※ 地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業所などに申請を依頼することもできます。
  - ※ 申請に介護保険の被保険者証（40 歳以上 65 歳未満の一部の健康保険組合加入の方は、医療保険の被保険者証）が必要です。
  - ※ 申請書には、主治医の氏名と医療機関名の記載欄がありますので、あらかじめ確認しておいてください。
  
- 窓 口 区役所の長寿保険課
  - 中 区 ☎ 457-2324 東 区 ☎ 424-0184 西 区 ☎ 597-1119
  - 南 区 ☎ 425-1572 北 区 ☎ 523-2863 浜北区 ☎ 585-1122
  - 天竜区 ☎ 922-0065

協働センター（西部、北部、南部、中部、雄踏、可美、細江、浜名、北浜南部、二俣を除く）

  - 引 佐 ☎ 542-1111 三ヶ日 ☎ 524-1111 春 野 ☎ 983-0001
  - 佐久間 ☎ 966-0002 水 窪 ☎ 982-0002 龍 山 ☎ 966-2113

ふれあいセンター（光明を除く）

市民サービスセンター（赤佐、龍山北を除く）

## (2) 介護保険サービスの種類

介護保険で使えるサービスには次のようなものがあります。

		事業 対象者	要支援 1	要支援 2	要介護 1～5	
在宅で 利用したい	訪問して もらいたい	訪問介護（ホームヘルプ）	—	—	—	○
		介護予防訪問サービス（ホームヘルプ）*2	○	○	○	—
		生活支援訪問サービス（ホームヘルプ）*2	○	○	○	—
		訪問入浴介護	—	○	○	○
		夜間対応型訪問介護*1	—	—	—	○
		訪問看護	—	○	○	○
		訪問リハビリテーション	—	○	○	○
		居宅療養管理指導	—	○	○	○
	定期巡回・随時対応型訪問看護*1	—	—	—	○	
	通いたい	通所介護（デイサービス）	—	—	—	○
		地域密着型通所介護（デイサービス）*1	—	—	—	○
		介護予防通所サービス（デイサービス）*2	○	○	○	—
		通所リハビリテーション（デイケア）	—	○	○	○
		認知症対応型通所介護*1	—	○	○	○
	短期入所 したい	短期入所生活介護（福祉系ショートステイ）	—	○	○	○
短期入所療養介護（医療系ショートステイ）		—	○	○	○	
在宅の生 活環境を 整えたい	福祉用具貸与	—	○	○	○	
	福祉用具購入費の支給	—	○	○	○	
	住宅改修費の支給	—	○	○	○	
複数のサー ビスを組み 合わせたい	小規模多機能型居宅介護*1	—	○	○	○	
	看護小規模多機能型居宅介護*1	—	—	—	○	
入居したい	地域密着型特定施設入居者生活介護*1	—	—	—	○	
	特定施設入居者生活介護	—	○	○	○	
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）*1	—	—	○	○	
施設へ入居したい	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*1	—	—	—	○*3	
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	—	—	—	○*3	
	介護老人保健施設	—	—	—	○	
	介護療養型医療施設	—	—	—	○	

※1 地域密着型サービス

※2 地域支援事業

（※1※2の事業は、原則浜松市の被保険者は浜松市外の事業所は利用できません。）

※3 新たに入所する人は原則要介護3以上の人になります。ただし、要介護1・2の人であっても、やむを得ない事情がある場合には特例的に入所することができます。

### (3) 利用者負担

介護サービスを利用したときは、下記の利用者負担を事業者へ支払います。

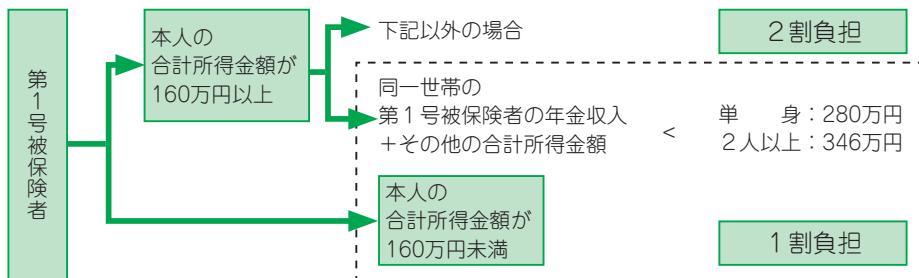
訪問介護・訪問看護など	サービス費用の1割または2割			
通所介護・ 通所リハビリテーションなど	サービス費用の1割または2割	食費	日常生活費	
短期入所生活介護・ 小規模多機能型居宅介護など	サービス費用の1割または2割	食費	日常生活費	居住費
介護老人福祉施設・ 介護老人保健施設など	サービス費用の1割または2割	食費	日常生活費	居住費

### (4) サービス費用の負担割合

要支援・要介護と認定された人に、利用者負担が記載された「介護保険負担割合証」が交付（毎年8月更新）されます。

一定以上の所得がある人は、介護サービスの利用者負担が2割になります。

※本人の合計金額が160万円以上で、同一世帯の1号被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上世帯で346万円以上の人



※平成30年8月から特に所得の高い人の負担割合が3割に変更されます。

### (5) 利用者負担の軽減制度

申請によって、負担を軽減できる場合があります。

### ①高額介護サービス費

1か月の間に支払った「サービス費用の1割または2割」が高額になり、合計して上限額を超えた場合は、申請によってその超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

### ②高額医療・高額介護合算制度（高額医療合算介護サービス費）

「介護保険のサービス費用の1割または2割」と「医療保険の医療費」を年間で合計して限度額を超えた場合は、申請によってその超えた分が後から支給されます。

### ③食費・居住費（滞在費）の負担限度額（特定入所者介護サービス費）

低所得の人が一部のサービスを利用する場合、申請によって食費・居住費（滞在費）に負担限度額（利用者負担の1日当たり上限）が設けられます。

### ④社会福祉法人による利用者負担軽減制度

低所得の人が社会福祉法人の運営する一部のサービスを利用する場合、申請によって「サービス費用の1割」「食費」「居住費（滞在費）」が軽減されます。

#### ●窓 □ 区役所の長寿保険課

中 区 ☎ 457-2324 東 区 ☎ 424-0184 西 区 ☎ 597-1119  
南 区 ☎ 425-1572 北 区 ☎ 523-2863 浜北区 ☎ 585-1122  
天竜区 ☎ 922-0065

## 介護予防・生活支援サービス事業

### (1) 元気はつらつ教室

在宅の虚弱な高齢者で、家に閉じこもりがちな人等を対象に老人福祉センター等で体操やレクリエーション等の各種サービスを提供します。

●対象者 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援1・2認定者

●実施施設 お住まいの住所により、利用会場が決まります。

施設		住所
老人福祉センター竜西荘	東区	中郡町 684-1
老人福祉センター湖東荘	西区	和地町 1833-1
老人福祉センター湖南荘		馬郡町 3805-1
雄踏老人福祉会館さつき荘		雄踏町宇布見 9279-1
舞阪シニアプラザ陽だまり		舞阪町弁天島 2658-19
老人福祉センター江之島荘	南区	江之島町 606
老人福祉センター可美荘		増楽町 1645-1
老人福祉センター青龍荘		青屋町 300
老人福祉センター萩原荘	北区	初生町 1
細江介護予防センター		細江町気賀 4581
引佐協働センター		引佐町井伊谷 616-5
三ヶ日総合福祉センター		三ヶ日町宇志 803
浜北生きがいデｲバシセンター	浜北区	平口 1604-1
特別養護老人ホーム多喜の園		中瀬 3829-1
くまみデイサービスセンター	天竜区	熊 2153
天竜保健福祉センター		二俣町二俣 530-18
竜川ふれあいセンター		横山町 772-1
阿多古すこやかホーム		西藤平 1168
春野福祉センター		春野町宮川 1330
特別養護老人ホーム秋葉の苑		春野町堀之内 71
特別養護老人ホームさくまの里		佐久間町中部 18-15
デイサービスふれあい		佐久間町浦川 2990-1
水窪高齢者交流センター		水窪町奥領家 2711-1
龍山デイサービスセンター		龍山町戸倉 711-2

- 利用料 340 円（一定の所得がある人は 680 円）＋昼食代  
 ※介護保険法の改正により、平成 30 年 8 月から特に所得の高い人は利用料の改定があります。

- 手続き 手続きの流れは次のとおりです。
  - ①地域包括支援センターまたは、ケアマネジャーへ相談する。
  - ②担当者が訪問をして、状況を確認する。

- 窓 □ 地域包括支援センター（14 ページ参照）  
 区役所の長寿保険課

中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164  
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123  
天竜区 ☎ 922-0130

## (2) 運動器の機能向上トレーニング教室

転倒骨折の防止や加齢に伴う運動器の機能低下を予防するため、ストレッチ体操や筋力トレーニング、バランストレーニングなどの運動を行います。

- 対象者 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援1・2認定者
- 内 容 1コース12回(週1回)2時間程度
- 実施施設 施設と開催時期については、窓口へお問合せください
- 利用料 医療機関コース(送迎あり) 500円(一定の所得がある人は1,000円)  
フィットネスクラスコース(送迎なし) 250円(一定の所得がある人は500円)  
※介護保険法の改正により、平成30年8月から特に所得の高い人は利用料の改定があります。
- 窓 口 地域包括支援センター(14ページ参照)

高齢者福祉課 457-2361

区役所の長寿保険課

中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164  
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123  
天竜区 ☎ 922-0130